

3 落札者の技術提案の概要

項目 1	構造体コンクリートの品質確保について
	本工事は、長期的に使用される共同住宅として、構造躯体の安全性・耐久性が求められるため、住棟工事の各施工段階におけるコンクリートの品質管理が重要であり、これらを踏まえた効果的な提案がなされた。
項目 2	近隣住民等に対する騒音・振動・粉じん対策について
	本工事は、既存住宅に近接した場所で行う新築工事であるため、工事に伴い発生する騒音・振動・粉じんに対し、周辺住環境に配慮した対策を講じることが重要であり、これらを踏まえた効果的な提案がなされた。

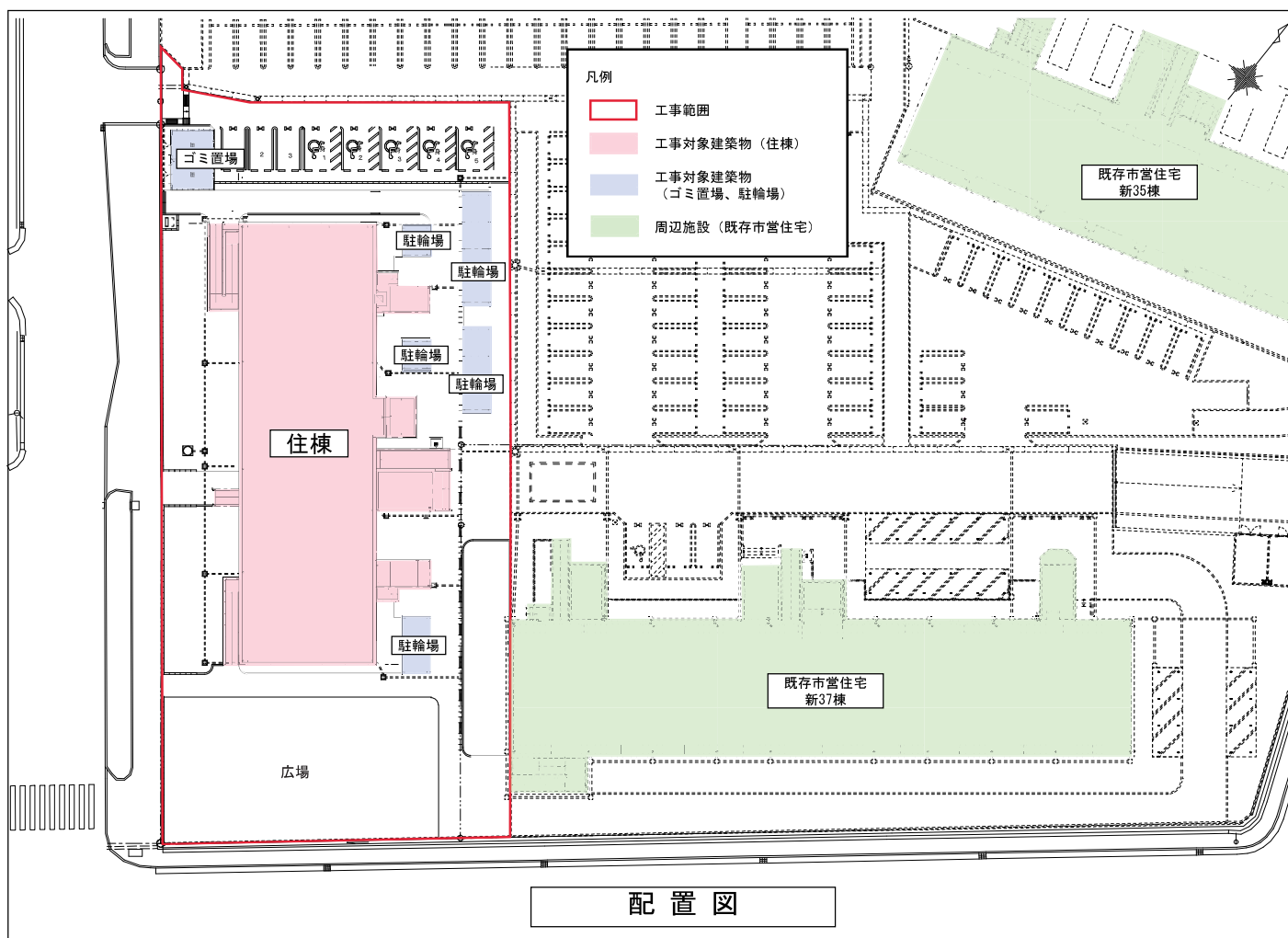
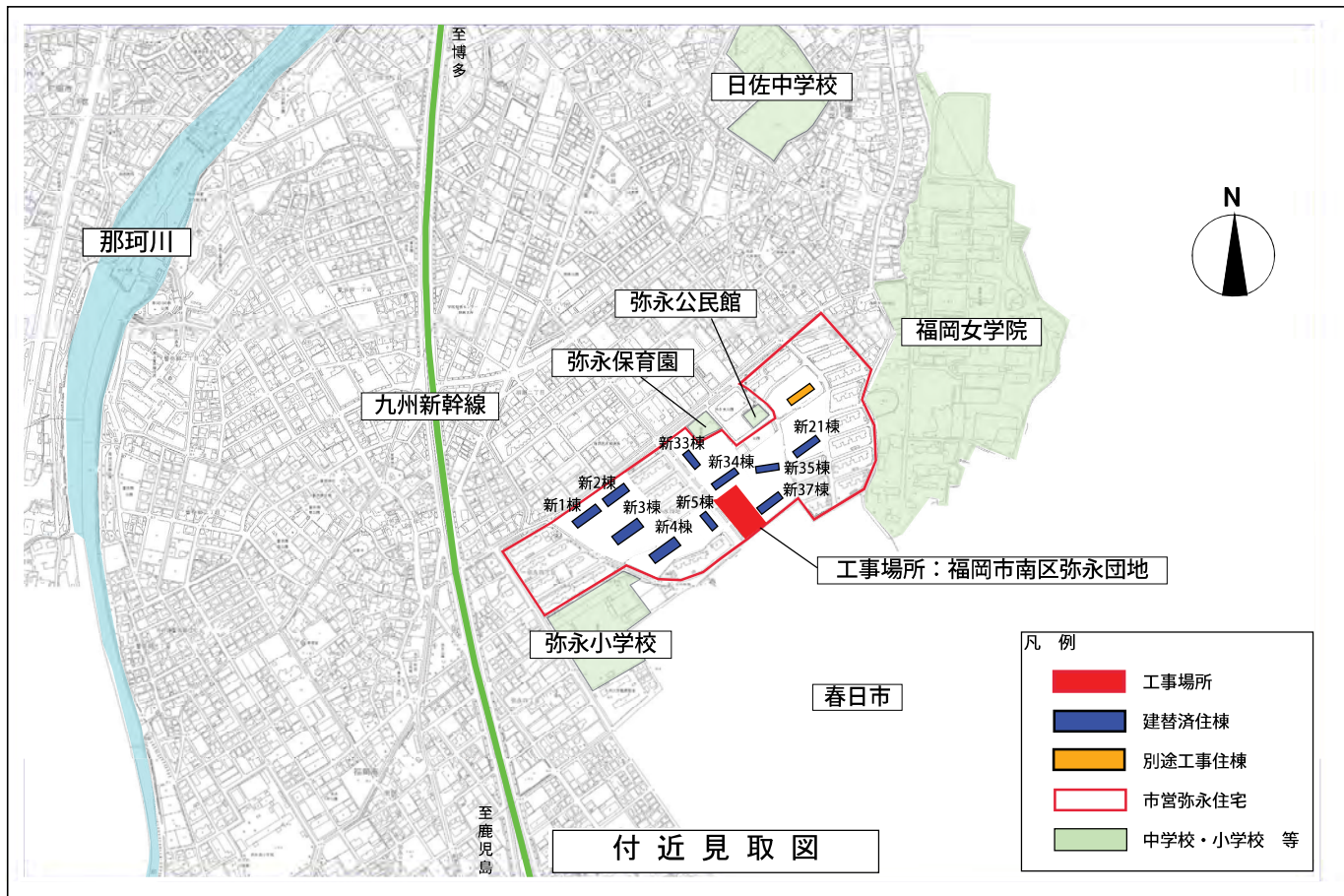
(参考)評価項目の内容

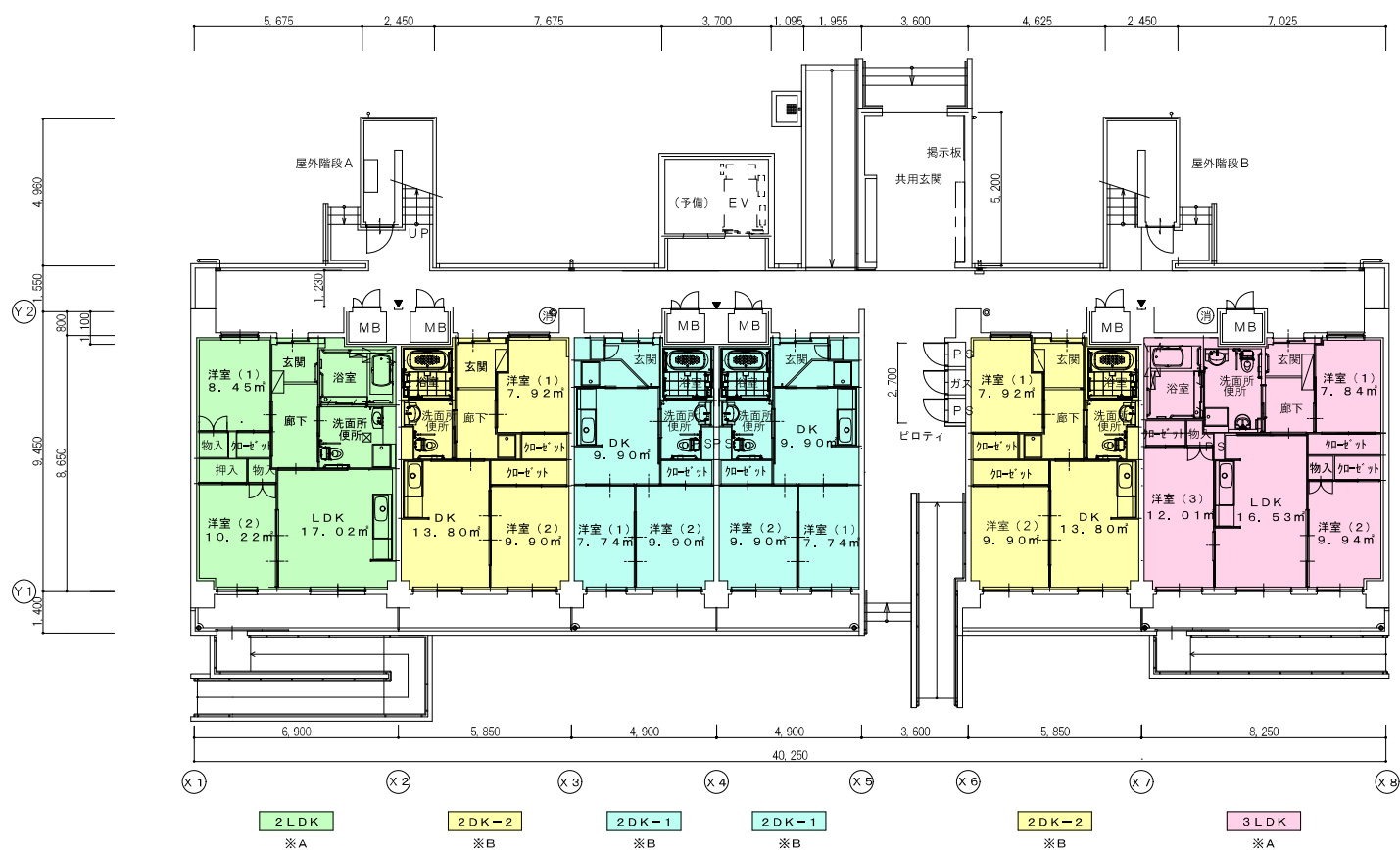
企業評価項目

評価項目		評価内容
企業 の 施 工 能 力	工事成績の実績	平成26年4月1日から令和6年10月16日までの間に、本市(水道局、交通局含む)又は福岡市施設整備公社(以下、「本市等」という)が評定通知した建築工事の任意3件の平均点によって評価する。 (JV案件:構成員毎に評価点を算出し、その平均点を採用)
	工事成績優良業者の表彰実績	令和4年10月17日から令和6年10月16日までの間に、本市等が建築工事において、工事成績優良業者として表彰を行う旨通知した工事の実績により評価する。ただし、表彰日の翌日から入札公告日前日までの間に競争入札参加停止の措置を受けた期間がある場合は、評価の対象としない。 (JV案件:構成員毎に評価点を算出し、その平均点を採用)
	同種工事の施工実績	平成26年4月1日から令和6年10月16日までの間に竣工した【代表者】地上6階建て以上のRC造またはSRC造の新築、増築または改築工事【構成員】RC造またはSRC造の新築、増築または改築工事の施工実績により評価する。 (JV案件:構成員毎に評価点を算出し、その平均点を採用)
	品質管理への取り組み	入札公告日時点で、ISO9001の取得があれば優位に評価する。 (JV案件:構成員毎に評価点を算出し、その平均点を採用)
技 術 者 の 能 力	資格の保有状況	入札公告日時点で、入札者が提示する配置予定技術者の監理技術者資格者証の保有期間により評価する。
	同種工事の施工経験	入札者が提示する配置予定技術者に平成26年4月1日から令和6年10月16日までの間に竣工した地上6階建て以上のRC造またはSRC造の新築、増築または改築工事の施工経験(監理技術者、主任技術者、現場代理人での従事に限る)があれば優位に評価する。
社 会 域 貢 献 ・	社会貢献・政策貢献	入札公告日時点で、福岡市から「障がい者雇用促進事業」、「環境配慮型事業所支援事業」、「次世代育成・男女共同参画支援事業」、「協力雇用主支援事業」、「消防団協力事業所支援事業」、「ふくおか「働き方改革」推進企業認定事業」、「Well-being及びSDGs推進事業」、「地域活動貢献企業認定事業」の該当要件で認定を受けている企業を評価する。 (JV案件:構成員毎に評価点を算出し、その平均点を採用)
	災害対策協力企業	令和6年4月1日時点における福岡市と防災活動に関する協定を締結した団体に所属し、当該業種の特性を活かした防災活動を行う企業を優位に評価する。 (JV案件:構成員毎に評価点を算出し、その平均点を採用)
	本店所在地	入札公告日時点で、本市に本店が所在し、本市競争入札有資格者名簿に地場企業として登録された期間(地場としての継続期間)が長い企業を優位に評価する。 (JV案件:構成員毎に評価点を算出し、その平均点を採用)
信 企 社 頼 業 会 性 の 性	競争入札参加停止措置状況	競争入札参加停止等の措置を受けた者で、入札公告日時点で、競争入札参加停止期間満了日の翌日を起算日とする競争入札参加停止期間と同期間に係る場合に、評価点を減点する。 (JV案件:構成員の中に対象者が含まれる場合は、一律2点(E評価)の減点とする)



市営弥永住宅 位置図



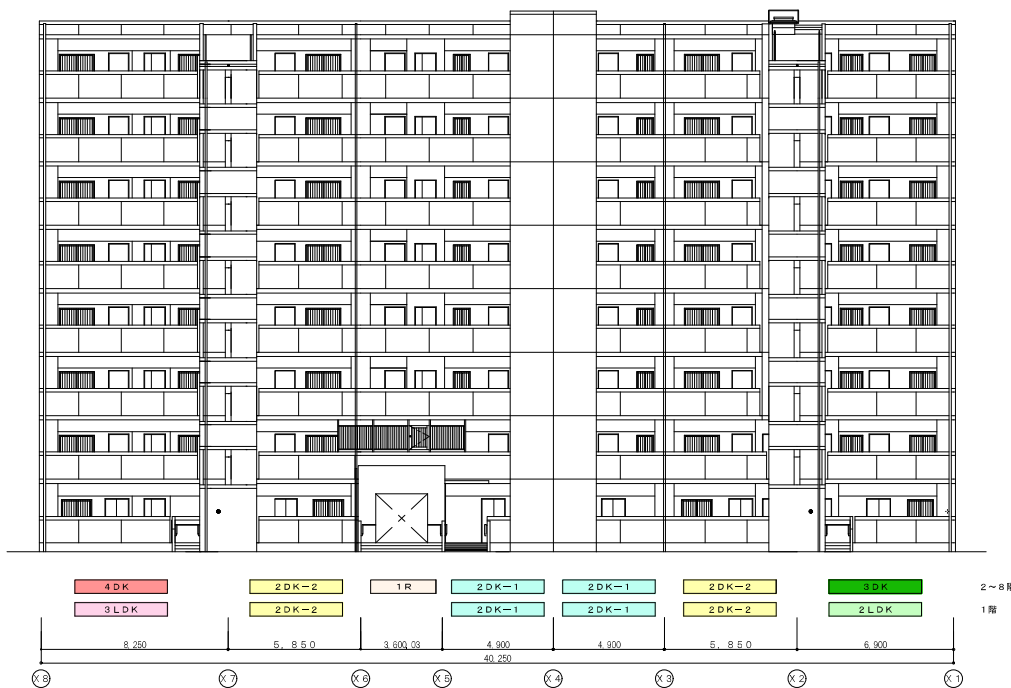


1 階平面図

凡例
 ※A : 車いす使用者向専用住戸
 ※B : 車いす使用者向配慮住戸



2～8階平面図



北側立面図



南側立面図



西側立面図

東側立面図

緑地の管理のかしに基づく損害賠償額の決定について (議案第 26 号)

1 理由

本件は、緑地の管理のかしに基づく損害賠償の額を決定する必要がある
ので、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により議会の議決を求めるものである。

2 損害賠償の相手方及び損害賠償額

損害賠償の相手方	損害賠償額
※福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められ る恐れのある情報については、掲載しておりません	421, 426 円

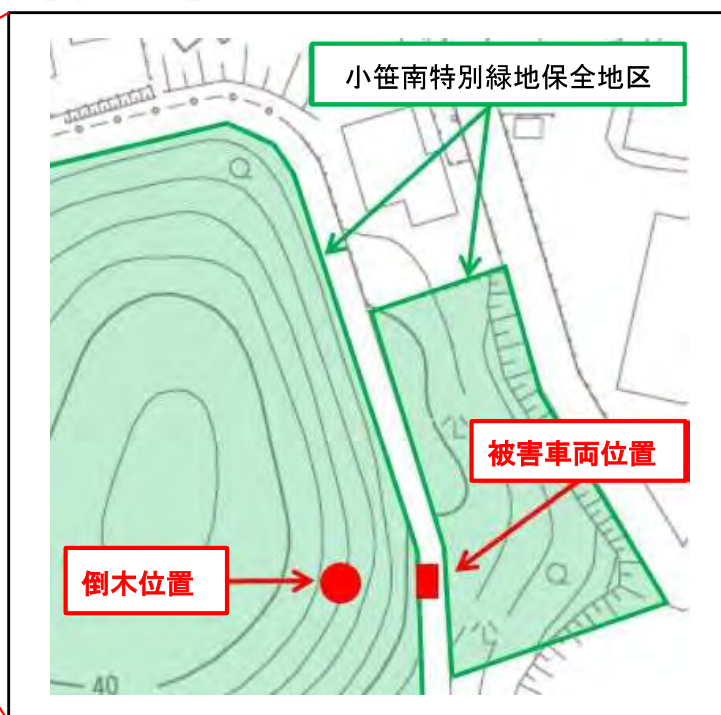
3 事件の概要

本件は、令和 6 年 4 月 13 日午後 3 時頃、小笹南特別緑地保全地区（福岡市
中央区小笹二丁目 3 番地）内において、根元が腐朽していた樹木が倒れ、同
緑地保全地区に隣接する道路に停車していた相手方〇〇 〇〇氏所有の車両
に接触し、当該車両の一部を損傷し損害が生じたものである。

【 位置図 】



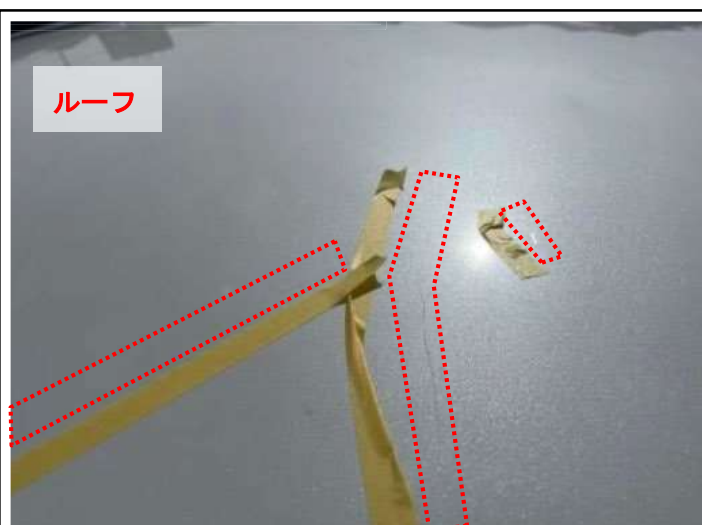
【 拡大図 】



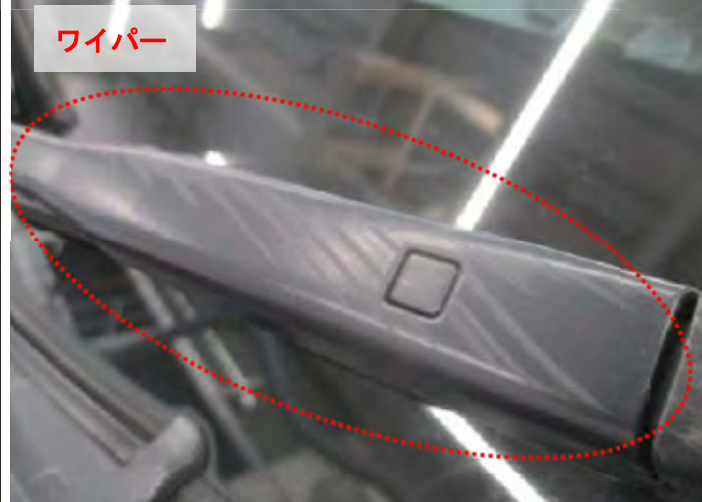
【 倒木状況 】



【 車両の損傷状況 】



【 車両の損傷全景 】



緑地の管理のかしに基づく損害賠償額の決定について (議案第 27 号)

1 理由

本件は、緑地の管理のかしに基づく損害賠償の額を決定する必要があるもので、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により議会の議決を求めるものである。

2 損害賠償の相手方及び損害賠償額

損害賠償の相手方	損害賠償額
※福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められる恐れのある情報については、掲載していません	1, 166, 000 円

3 事件の概要

本件は、令和 6 年 8 月 29 日午後 0 時 30 分頃、桜坂特別緑地保全地区（福岡市中央区桜坂三丁目 3 番地）内において、根元が腐朽していた樹木が倒れ、同緑地保全地区に隣接する相手方〇〇 〇〇氏所有の家屋の屋根に接触し、当該家屋の屋根及び内装の一部を損傷し損害が生じたものである。

4 その他

家屋以外の家財等の被害にかかる損害賠償については、現在、家財等の所有者である居住者と被害の状況等について調整中である。

【 位置図 】

※福岡市情報公開条例に定める非公開
情報と認められる恐れのある情報につ
いては、掲載しておりません

【 拡大図 】

※福岡市情報公開条例に定める非公開
情報と認められる恐れのある情報につ
いては、掲載しておりません

【 倒木状況 】

※福岡市情報公開条例に定める非公開
情報と認められる恐れのある情報につ
いては、掲載しておりません

【 内装の損傷状況 】

※福岡市情報公開条例に定める非公開
情報と認められる恐れのある情報につ
いては、掲載しておりません

【 屋根の損傷状況 】

※福岡市情報公開条例に定める非公開
情報と認められる恐れのある情報につ
いては、掲載しておりません